

産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県下関市長府扇町3番38号

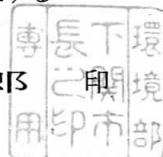
氏名 松田清掃株式会社
代表取締役 松田 忠浩



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

下関市長 前田 晋太郎



許可の年月日 令和3年3月25日

許可の有効期限 令和10年3月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

- ・ 中間処理 (圧縮減容、破碎)

産業廃棄物の種類

圧縮減容: 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類

破碎: 汚泥 (廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、がれき類
以上9種類 (自動車等破碎物を除く。)

これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

- ・ 裏面記載のとおり

3. 許可の条件

- ・ 破碎時において、騒音・振動及び粉じん対策を講じること。
- ・ 汚泥 (廃乾電池に限る。) については、水銀等有害物を含むものの処理は行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可年月日	平成13年 8 月 1 日
変更許可年月日	平成15年 9 月 16日 (「廃プラスチック類」「金属くず」の圧縮減容の追加)
変更許可年月日	平成17年 4 月 25日 (「金属くず」の破碎の追加)
更新許可年月日	平成18年 8 月 1 日
変更許可年月日	平成22年 1 月 8 日 (「汚泥 (廃乾電池に限る。)」 「廃プラスチック類」 「紙くず」 「木くず」 「繊維くず」 「ゴムくず」 「がれき類」の破碎の追加)
更新許可年月日	平成23年 8 月 1 日
更新許可年月日	平成26年 3 月 25日 (優良認定)
変更届出年月日	平成29年 9 月 29日 (水銀使用製品産業廃棄物の追加)
更新許可年月日	令和 3 年 3 月 25日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ~~無~~

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

圧縮減容施設 ~ (1)設置場所：下関市長府扇町3番38号
(2)設置年月日：平成15年7月31日
(3)産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず
以上2種類
(4)処理能力：1.2 t/日

破砕施設 ~ (1)設置場所：下関市長府扇町3番38号
(2)設置年月日：平成17年4月18日
(3)産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(蛍光灯、HIDランプ及び放電ランプに限る)
以上2種類
(4)処理能力：0.92 t/日

破砕施設 ~ (1)設置場所：下関市長府扇町3番38号
(2)設置年月日：平成22年1月8日
(3)産業廃棄物の種類：汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
以上9種類

(4)処理能力：13.09 t/日（汚泥（廃乾電池に限る。））
4.16 t/日（廃プラスチック類）
3.57 t/日（紙くず）
6.54 t/日（木くず）
1.42 t/日（繊維くず）
6.18 t/日（ゴムくず）
13.44 t/日（金属くず）
11.90 t/日（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
17.61 t/日（がれき類）

(5)許可年月日：平成21年10月2日

(6)許可番号：8・2-22